令和４年４月１日
荒川区立瑞光小学校

# 「学校いじめ防止基本方針」

１　いじめ未然防止のための取組

（１）　人権教育を核とした分かる授業づくり、安心して学べる授業環境づくり

・校内研究や荒川区教育研究会をはじめ、様々な研究授業を通して授業公開を行う。
・互いの授業を参考にし、授業規律を高め、維持する。
・人権意識をもち、不適切な認識や言動を容認しない。

（２）　友達関係・集団づくり・社会性の育成などを目的とした取組

・学級、学年集団が団結して取り組む学校行事を年間指導計画に位置づける。
　（１年生を迎える会、宿泊行事、運動会、学習発表会、６年生をおくる会　等）
・異学年交流を行う場を年間指導計画に位置づける。
　（遠足、生活科見学、新体力テスト、なかよし班活動　等）
・互いを理解し合える場を設ける。
　（道徳科の充実　等）
・学級活動の充実。
　（学級会や係活動　等）

（３）　心を育む取組

・人権教育年間指導計画を作成し、授業の中で意図的、計画的に人権教育の視点を取り入れる。
・心のじかんの実施。
・心のメッセージ（人権標語：１２月４日～１０日に全校で掲示）の作成。
・人権メッセージ（人権に関わる作文：２学期の校内作文コンクールと関連して実施）の取組。

２　早期発見のための取組

（１）　呼名や言葉がけ

・健康観察時に毎日一回以上全員の呼名や言葉がけをし、普段との様子の違いなどの発見に努める。

（２）　授業以外の場面の観察

・給食の時間の当番活動や休み時間の様子を観察し、児童の様子や友達関係の変化などを捉える。

（３）　教員間の情報交換

・生活指導全体会を実施し、配慮を要する児童についての情報交換を行う。
・毎月の生活指導部会で児童に関する情報交換を行う。
・毎週金曜日に生活指導夕会を行い、生活指導上の情報交換を行う。
・配慮を要する児童がいる場合には、職員夕会で適宜報告をする。

（４）　スクールカウンセラーとの連携

・スクールカウンセラーに児童の様子を観察してもらい、気になる児童の情報交換を行う。
・配慮を要する児童や保護者との対応について相談する。必要に応じて児童及び、保護者との面談を依頼する。

（５）　毎月、最終週に児童へのアンケートを行い、いじめ・体罰の早期発見を目指す。

３　発見したいじめに対する対処

（１）事実関係の把握

・学級担任や学年主任、生活指導主幹が中心となり、いじめの事実関係を把握し、「いじめ対策委員会（※１）」に報告する。また、区の基準に則り、必要に応じて教育委員会に報告書を提出する。

・次の基準に基づいて必要に応じて個票を作成し、区教委への報告を行う。

〇重大事態に相当する場合

| |
|---|
| 重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第１号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。（いじめ防止対策推進法第２８条第１項） |

〇児童または保護者からいじめの訴えがあった場合に、調査を行い、いじめ対策委員会のメンバーの過半数が必要と考えた場合。

（２）　被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への対応

・「いじめ対策委員会」で方針を立て、被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への対応を進める。いじめ問題の解消までこの「いじめ対策委員会」が責任をもつ。

・適宜、指導経過を生活指導主幹および、管理職へ報告する。必要に応じて「いじめ対策委員会」や全教職員で話し合う場をもつ。

・十分な効果をあげることが困難な場合やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会および警察・こども家庭総合センター等の関係諸機関とも連携して対処する。

（３）いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめを見ていた児童に対しても、自分事として捉えさせる教育活動を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

（※１）「いじめ対策委員会」の構成メンバー

校長　副校長　生活指導主幹　特別支援コーディネーター　養護教諭　生活指導部員